介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務選定基準

１　選定方法

（１）野々市市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務選定委員会を設置し、応募事業者から提出された書類に基づき審査する。

（２）選定は候補者が単独の場合であっても、相対評価項目において60％以上の評価を獲得することを最低基準とし、受注候補者とする。

（３）評価項目

①　第10期介護保険事業計画の基本的な考え方（10点）

②　業務実施方針（10点）

③　情報提供力（10点）

④　基礎調査分析（10点）

⑤　計画策定（10点）

⑥　スケジュール（10点）

⑦　安全管理措置（５点）

⑧　実施体制（10点）

⑨　責任者及び主任技術者、担当者（10点）

⑩　業務実績（10点）

⑪　見積金額（５点）

２　選定結果の通知等

選定の結果は、令和７年７月中旬に応募者全員に通知するものとする。審査の内容及び結果に関する異議申立ては、一切受け付けない。

３ 留意事項

（１）接触の禁止

　　応募事業者が介護長寿課職員に対して、本応募の採否に係る働きかけを目的とし、直接又は間接に接触することを禁止する。接触の事実が認められた場合には、失格となることがある。

（２）応募内容変更の禁止

提出期間終了後に応募書類等の内容を変更することは認めない。

（３）虚偽の記載をした場合の無効

応募書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

（４）応募書類の取扱い

応募書類等は、理由のいかんに関わらず返却しない。

（５）応募の辞退

応募を行った後に辞退する際には、「応募辞退届（任意様式）」を提出すること。

（６）費用負担

応募に関する費用は、すべて応募事業者の負担とする。

（７）提出書類の取扱い・著作権

応募書類等の著作権は、各応募事業者に帰属する。なお、情報公開請求があり公表をする場合及び本市が必要と認める場合には、応募書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

（８）追加書類の提出

　　市又は事業者選定委員会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。